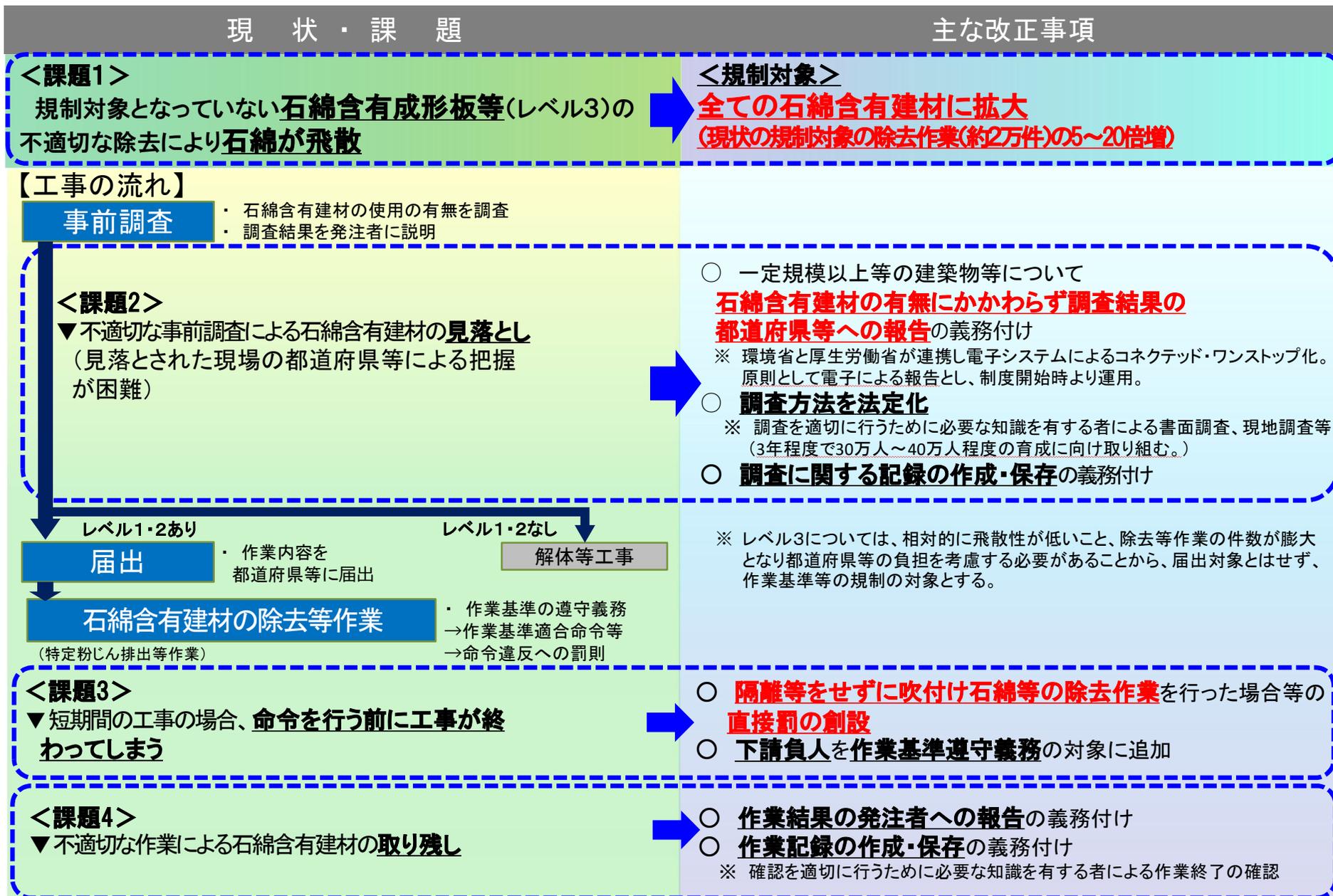


石綿に係る大気汚染防止法 の改正について



大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

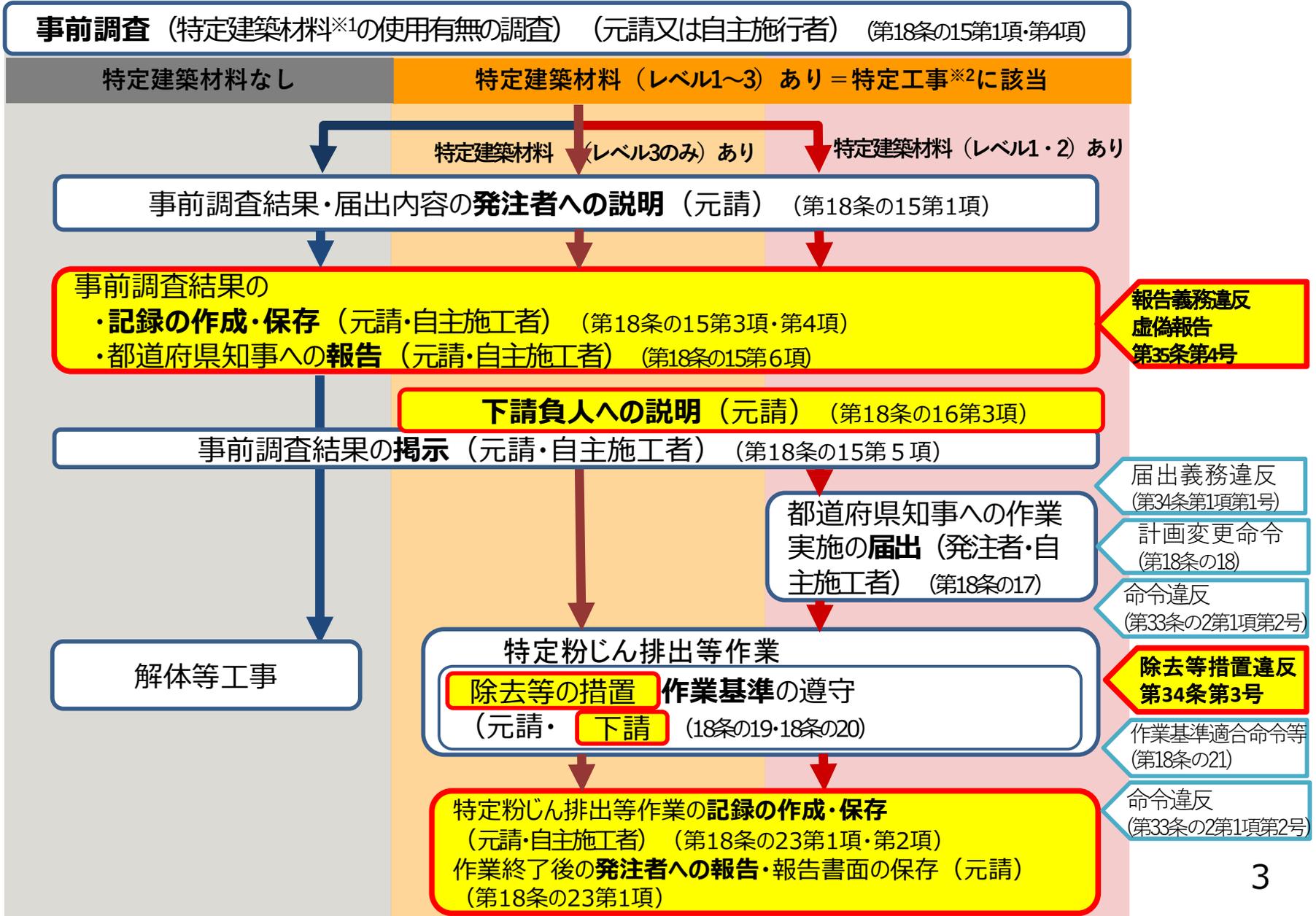


解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
 ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
 赤枠：改正後



<規制対象>

- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、**作業の方法に関する基準**として、環境省令で定めるものとする。 (法第18条の14関係)

□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。

※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

レベルの分類※1	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材（成形板等）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のほり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  <p>付着した綿状の物質が吹付け石綿</p>	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  <p>配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材</p>	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート  <p>屋根材が石綿含有スレート板</p>
届出・報告※2の要否	作業実施届出及び調査結果報告		調査結果報告

建設業労働災害防止協会資料及び「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

※1 レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

※2 規則第16条の11第1項に定める解体等工事が報告の対象となる。

解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>
赤枠: 改正後

事前調査 (特定建築材料の使用有無の調査) (元請又は自主施工者) (第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり = 特定工事に該当

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

特定建築材料 (レベル1・2) あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明 (元請) (第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存 (元請・自主施工者) (第18条の15第3項・第4項)
- ・都道府県知事への報告 (元請・自主施工者) (第18条の15第6項)

報告義務違反
虚偽報告
第35条第4号

下請負人への説明 (元請) (第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示 (元請・自主施工者) (第18条の15第5項)

都道府県知事への作業
実施の届出 (発注者・自
主施工者) (第18条の17)

届出義務違反
(第34条第1項第1号)

計画変更命令
(第18条の18)

命令違反
(第33条の2第1項第2号)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置 作業基準の遵守
(元請・下請) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反
第34条第3号

作業基準適合命令等
(第18条の21)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存
(元請・自主施工者) (第18条の23第1項・第2項)
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存 (元請)
(第18条の23第1項)

命令違反
(第33条の2第1項第2号)

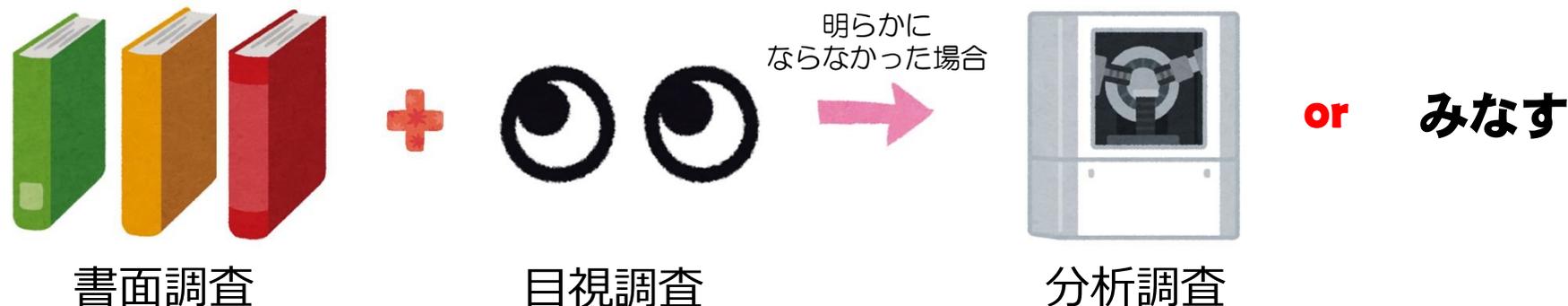
<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事*又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第18条の15関係)

※レベル1・2 建材に係る工事

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



- * 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

- 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者）（令和5年6月環境省告示第47号）
 - 建築物に係る解体等工事については、建築物石綿含有建材調査者又は義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
(令和5年10月1日以降適用)
 - 工作物に係る解体等工事については、工作物石綿事前調査者
(令和8年1月1日以降適用)

- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。

【参考】事前調査を行う者

- ・調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、環境大臣が定める者に行わせる。
- ・建築物に係る解体等工事については、令和5年10月1日から適用。
- ・工作物に係る解体等工事については、令和8年1月1日から適用。
- ・事前調査結果報告で、事前調査を行った者の氏名等を報告する必要がある。

調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、環境大臣が定める者

(令和5年6月23日環境省告示第47号)

□ 建築物の解体等工事の場合

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅等に限る。）
- ④2023（令和5）年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

□ 工作物の解体等工事の場合（令和8年1月1日から適用）

[特定工作物のうち、環境省告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物の場合]

- ⑤工作物石綿事前調査者

[特定工作物のうち、環境省告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の場合]

- ①、②、④、⑤

特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- | | |
|--------------|---------|
| 1：反応槽 | 2：加熱炉 |
| 3：ボイラー及び圧力容器 | |
| 4：配管設備 | 5：焼却設備 |
| 7：貯蔵設備 | 8：発電設備 |
| 9：変電設備 | 10：配電設備 |
| 11：送電設備 | |

- | |
|------------------------|
| 6：煙突 |
| 12：トンネルの天井板 |
| 13：プラットホームの上家 |
| 14：遮音壁 |
| 15：軽量盛土保護パネル |
| 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |
| 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い |

※令和5年6月23日環境省告示第48号

解体等工事に係る規制概要

<凡例>
赤枠:改正後



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

- 事前調査の記録（規則第16条の8）
 - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。 * 記録の保存は電子でも可能とする。
- 発注者への説明の書面の写し
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

<様式例：解体等工事に係る事前調査結果説明書面>

- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（以下「マニュアル」という） P.99、P.100参照
- ・環境省HP「事前調査説明書面、掲示（解体等作業に関するお知らせ）例」（https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html）

解体等工事に係る事前調査説明書面

年 月 日

①発注者 住所

氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しない調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

別紙1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7
	1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
(法第18条の15第5項関係)

- **事前調査結果等の掲示**（規則第16条の9、第16条の10）
 - 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
 - 掲示内容：元請業者の名称、調査終了年月日など（マニュアル P.119参照）
- **作業方法等の掲示**（作業基準）（規則第16条の4第2号）
 - 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
 - 掲示内容：元請業者の名称、作業実施期間及び方法など（マニュアル P.119参照）
- **現場への備え置き**：解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけでなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。

掲示の様式例は、

● マニュアル P.120～122参照

● 環境省HP

「事前調査説明書面、掲示（解体等作業に関するお知らせ）例」

(https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

事前調査に係る各種文書作成ツール

- 石綿事前調査結果報告システムの出カデータから各種資料が作成できるツールです。
- 環境省HP「石綿事前調査結果の報告について」又は厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」からダウンロードできます。

注：出力されるファイルにはすべての項目に入力はされないため、内容を確認して、未入力の項目は必要に応じて入力してください。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく※、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。（法第18条の15第6項関係）

※石綿則では「あらかじめ」なので注意

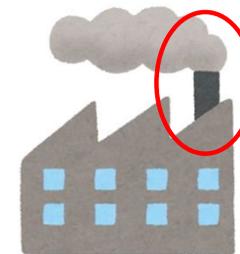
□ 報告の対象（規則第16条の11第1項）



建築物の解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

※ 報告対象の工作物（令和5年環境省告示第48号）

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。(法第18条の15第6項関係)

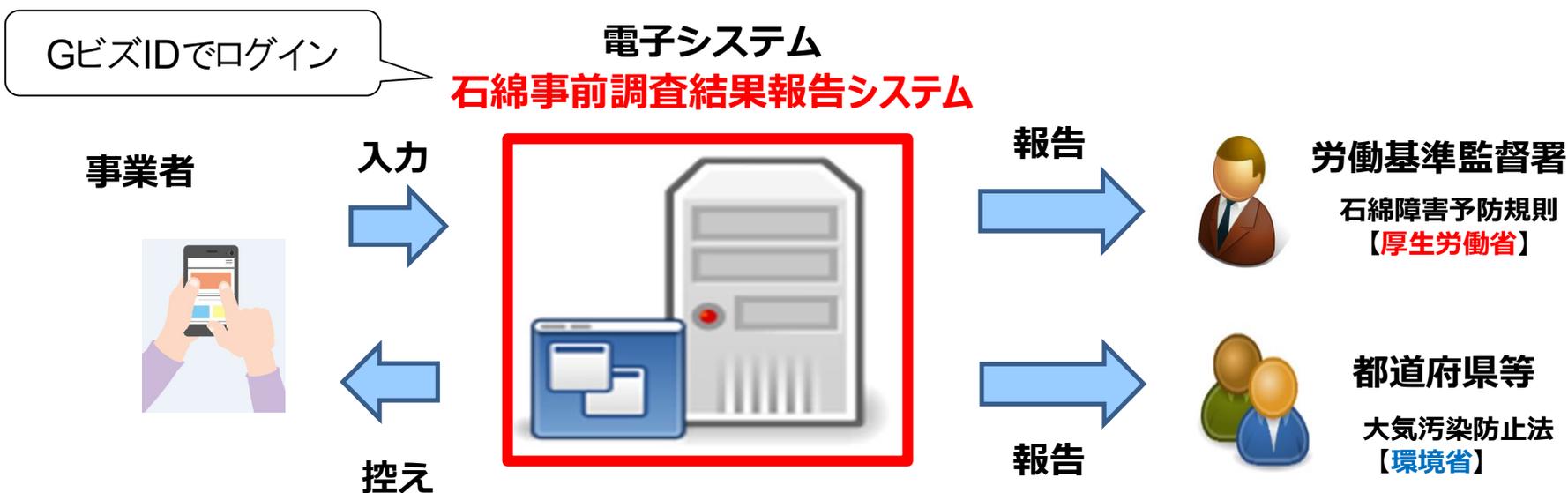
□ 報告の内容 (規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

□ 報告の方法 (規則第16条の11第4項)

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

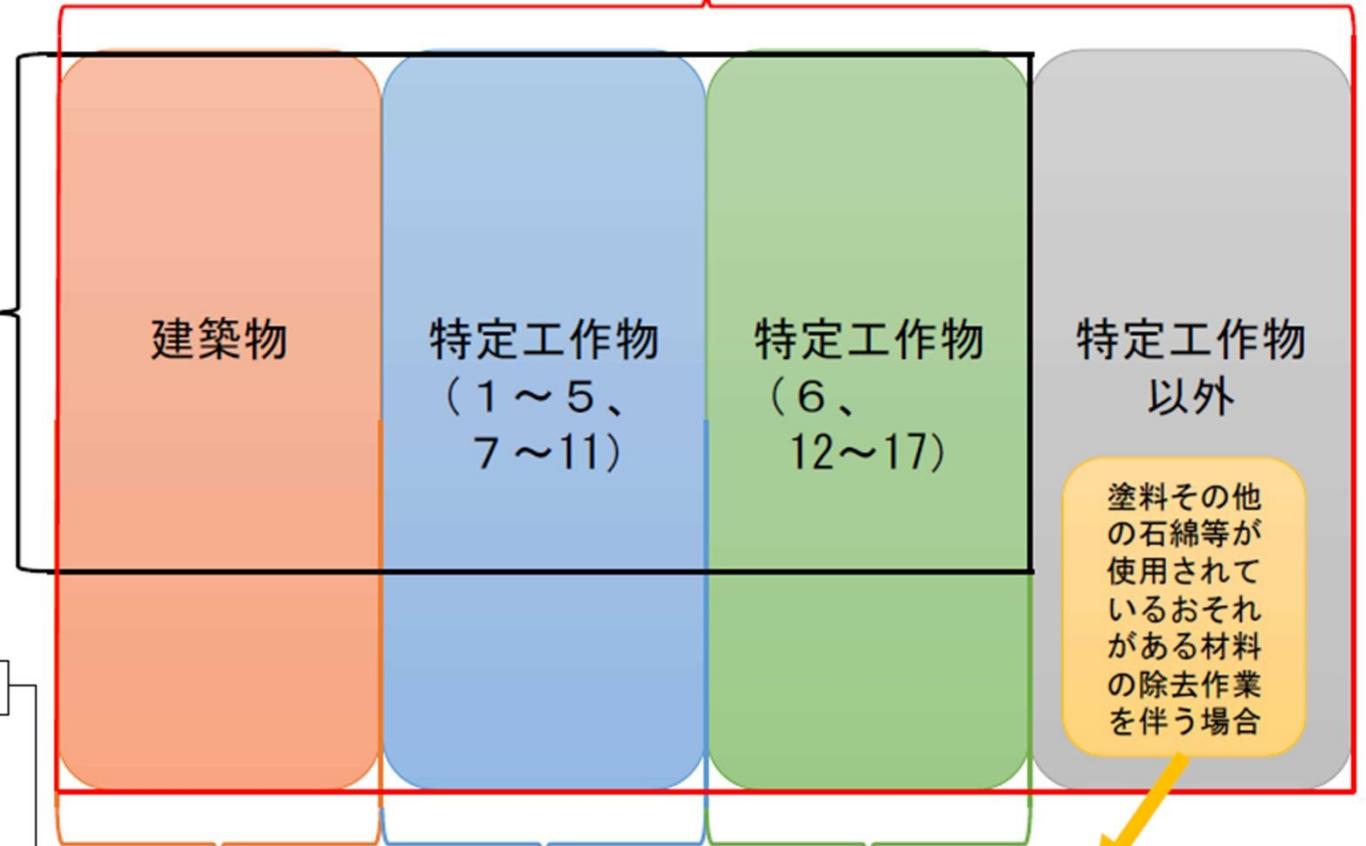
* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、**事前
調査結果の報告が必要**



塗料その他の石綿等が
使用されているおそれ
がある材料
の除去作業
を伴う場合

特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- 1：反応槽 2：加熱炉
- 3：ボイラー及び圧力容器
- 4：配管設備 5：焼却設備
- 7：貯蔵設備 8：発電設備
- 9：変電設備 10：配電設備
- 11：送電設備

- 6：煙突
- 12：トンネルの天井板
- 13：プラットホームの上家
- 14：遮音壁
- 15：軽量盛土保護パネル
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

建築物石綿含有
建材調査者等
による調査が必要

R5.10.1 施行

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

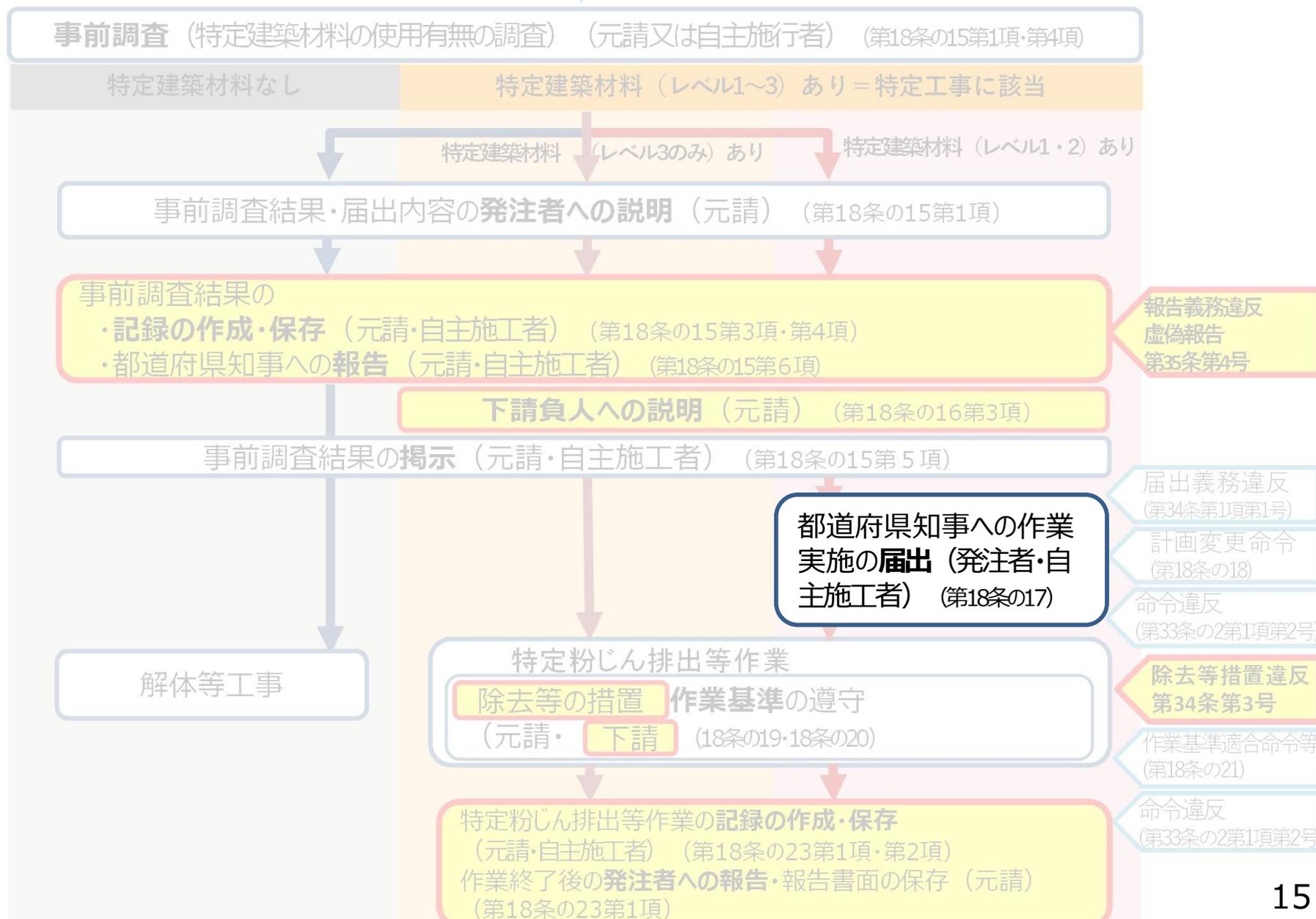
建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者
による調査が必要

R8.1.1 施行

解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>
赤枠: 改正後



<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4 特定粉じん排出等作業実施届出書 年 月 日

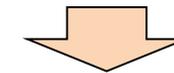
都道府県知事 殿
市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のとき、アスベストを含有する断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日
前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業
基準に適合しないと認める時は、届出受
理から14日以内に計画変更を命じる

- * 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、法改正により特定粉じん排出等作業の届出が不要となった。
(吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト、その他仕上塗材以外の吹付け材は「吹付け石綿」に該当するため、届出対象)

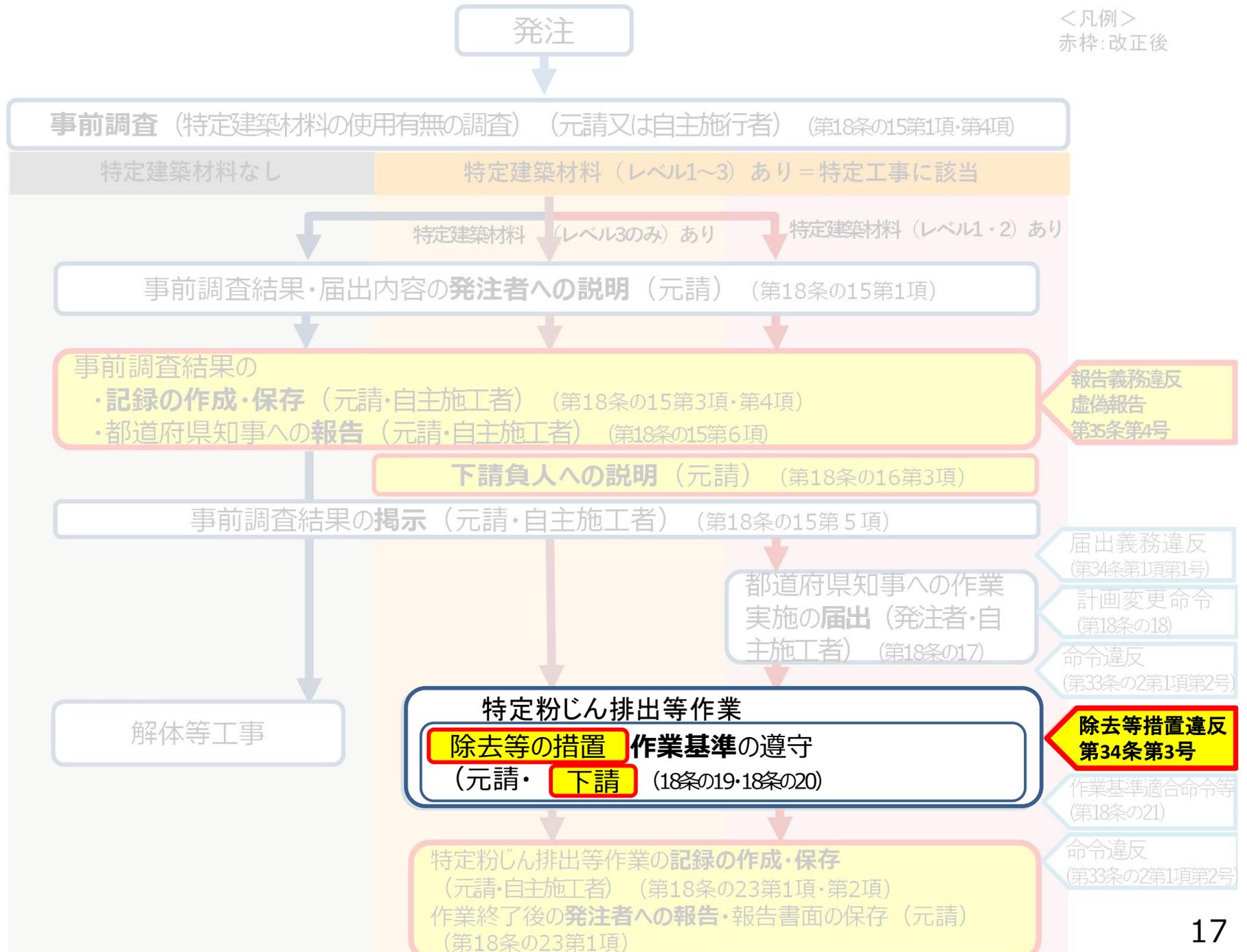
<特定工事の発注者等の配慮等>

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（法第18条の16第1項関係）

作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

解体等工事に係る規制概要

<凡例>
赤枠: 改正後



<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に**、次に掲げる事項を記録した**当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**
(規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ **湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアル p214）**

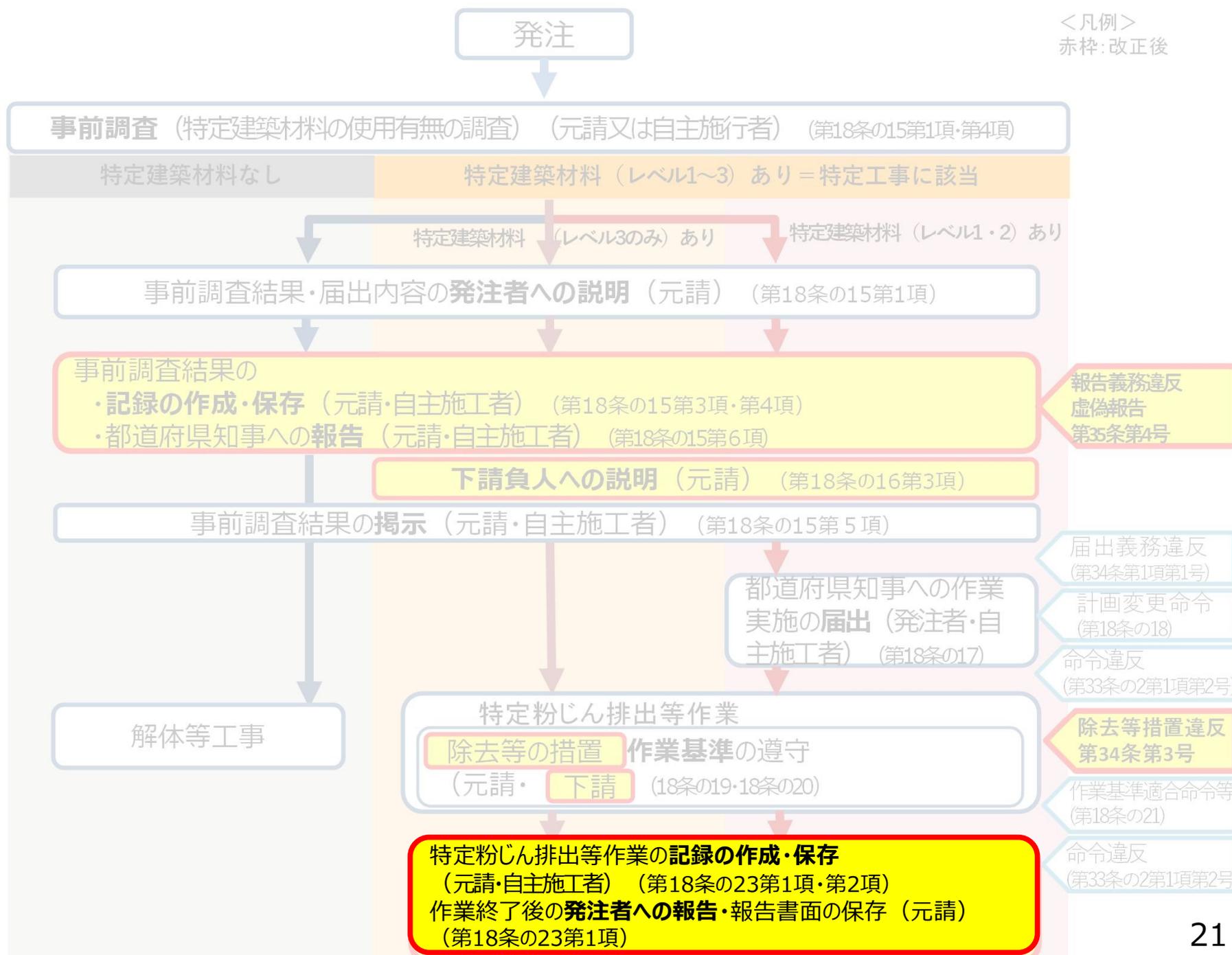
十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm³（150 本/リットル）を下回ることが示されていること
- ・ 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。



解体等工事に係る規制概要

<凡例>
赤枠:改正後



<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(法第18条の23第1項関係)

- **作業中の記録**： 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（規則第16条の4第3号）

- **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（規則第16条の4第4号）

- **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(規則第16条の4第5号)

- * 作業が完了したことの確認

- 除去：特定建築材料の取り残しがないこと

- 困り込み等：困り込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

- * 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

- 事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）

○ 愛知県から

- 具体的な飛散防止対策の方法等の確認につきまして、まずは以下のマニュアルを御確認ください。
「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- 特定粉じん排出等作業現場等への立入を実施してまいりますので、御協力願います。

不明な点がありましたら…

愛知県環境局環境政策部水大気環境課大気規制グループ

T E L : 052-954-6215 (ダイヤルイン)

E-mail : mizutaiki@pref.aichi.lg.jp